

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額/8月～翌年7月)

		平成30年 7月算定分まで			平成30年 8月算定分から		
所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制度で医 療を受ける人がいる世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制度で医 療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	現役並み所得者	67万円	67万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	一般	56万円	56万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅰ※	19万円	19万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円				低所得者Ⅱ	31万円	31万円
					低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●70歳未満の人のみの世帯は変更ありません。